安来市地域元気いきいき補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、若年層を中心とした人口流出による過疎化及び高齢化に伴う地域課題を抱える地域を支援し、活力ある集落・地域づくりを進めるため、安来市地域元気いきいき補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則(平成16年安来市規則第53号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象事業)

- 第2条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 生活環境の保全及び美観活動事業
 - (2) 生活の安全及び安心活動事業
 - (3) イベント事業
 - (4) 体育・文化振興及び学習活動事業
 - (5) 市民交流事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか地域活性化に資する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助金交付の対象としない。
 - (1) 実施主体が法人(特定非営利活動法人、認可地縁団体を除く。)の事業
 - (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動と認められる事業
 - (3)交流センターの主催事業
 - (4) すでにこの補助金の交付を3か年間受けた事業
 - (5) 他団体主催事業への参加のみの事業
 - (6) 事業の企画立案及び実施運営を外部委託する事業
 - (7)補助対象事業費の1/2以上を外部委託とする事業
 - (8) 建築物及び構造物の作成を含む事業(事業のための一時的な設置を除く。)
 - (9) 物品の購入のみを目的とした事業
 - (10) 補助金の額が1件5万円未満の事業
 - (11) 市及び関係団体からの他の助成等を受けている事業

(12) 市に利用可能な他の助成制度がある事業

(対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、安来市自治会振興に関する規則 (平成21年安来市規則第2号)別表に規定する自治会又は市内に住所を有する 者5人以上で組織された団体で、同一年度内にこの補助金の交付決定を受けてい ないものとする。

(対象事業費)

- 第4条 補助対象事業費は、申請事業に要する経費とし、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。
 - (1)団体の運営費
 - (2)飲食に関する経費
 - (3) 団体の構成員への謝金、賃金又は交通費
 - (4) 観光・文化施設への入場料
 - (5)構成員が所有又は管理する車両又は機材の借上げ料(燃料及び消耗品の実費 弁償を除く。)
 - (6) 備品の購入費

(補助金の額)

- 第5条 事業1件当たりの補助金の額は、補助対象事業費の2/3以内の額とする。 ただし、20万円を限度とし予算の範囲内で市長が認めた額とする。
- 2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、地域元気いきいき補助金交付申請書 (様式第1号)に予算書、団体の規約、構成員一覧、団体の所在地にある交流センターの意見書を付して市長に提出しなければならない。

(決定内容等の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号にいずれかに該当するときは、地域元気いきいき補助金等変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の目的を大きく変更するとき。
- (2) 補助対象経費区分の3割以上を変更するとき(軽微な減額を除く。)。
- (3) 補助事業を中止又は廃止するとき。

(実績報告)

- 第8条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が終了した日から30日を経過する日 又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、地域元気いきいき補助金実績報告 書(様式第2号)に決算書、関連資料を付して市長に提出しなければならない。 (その他)
- 第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。附 則(平成21年3月31日告示第45号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月26日告示第45号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成29年3月31日告示第63号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。